

太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 36 号

太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例

太子町水道事業給水条例（昭和 38 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の管理者が法第 16 条の 2 第 1 項及び第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。